

株 主 各 位

大阪市西区新町一丁目4番24号
株式会社くろがね工作所
代表取締役社長 神 足 尚 孝

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場へのご来場は極力お控えいただき、書面（郵送）による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

書面（郵送）によって議決権を行使される場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年2月24日（金曜日）午後5時40分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年2月27日（月曜日）午前9時
2. 場 所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
北浜フォーラム A・B・C室（大阪証券取引所ビル3階）
（末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第103期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第103期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kurogane-kks.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎ ご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事 業 報 告

(2021年12月 1 日から2022年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、度重なる新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続く一方、社会経済活動の再開に向けた行動制限の段階的緩和等により、一部の業種では景気回復の兆しが見られたものの、前連結会計年度から続く原材料価格や輸送費の高騰、サプライチェーンの混乱やロシアによるウクライナ侵攻の長期化等によるエネルギーコストの更なる上昇に加え、日米金利差の拡大を背景とした円安による輸入価格の上昇など、先行きは極めて不透明な状況で推移しました。

このような事業環境下、当社グループは、中期経営計画『Value2022』（2020年11月期～2022年11月期）に基づき、営業活動の強化による顧客基盤の拡大・拡充を図りました。新型コロナウイルス感染症を契機とした働き方改革に対するソリューションセールスを一層強化するとともに、当社津工場に於ける変種・変量生産体制を活用することによる生産量の拡大に向け、物流施設向け特注什器や、需要が堅調な業務用空調機器のOEM生産の受注の拡大に積極的に取り組みました。これらの営業活動の強化により、引き合いおよび受注案件数は増加をした一方、家具関連事業部門における金融機関向けや大口案件の減少、クリーン機器他設備機器部門において、下半期における大口案件の失注に伴う代替案件の獲得に向け鋭意取り組みましたが、半導体や電装部品等の供給不足、ロシアとウクライナの紛争に伴う必要部品の調達遅延が影響したこと等により、売上高は減収となりました。また、原材料価格の高騰、急激な円安による輸入製品価格の上昇に伴う販売価格への転嫁が進まなかったこと、建築付帯設備他部門における生産量の減少等に伴う生産効率の悪化等により、売上総利益率は低下をしました。販売費及び一般管理費の削減は計画を上回りましたが、売上総利益額の減少を補うことができませんでした。

その結果、当連結会計年度の売上高は69億20百万円（前連結会計年度は83億73百万円）となりました。損益面につきましては、営業損失は2億60百万円（前連結会計年度は営業損失1億2百万円）、経常損失は2億65百万円（前連結会計年度は経常損失70百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は5億66百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失5百万円）となりました。

なお、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。当連結会計年度に係る各金額については、当該会計基準等を適用した後の金額となっており、対前連結会計年度増減率は記載しておりません。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

〔家具関連事業〕

（事務用家具部門）

前連結会計年度に引き続き、ポストコロナ、ウイズコロナを見据えたオフィス環境の見直しに伴う需要や、一層関心が高まりつつあるIAQ（インドア・エア・クオリティ）を重視した安全・安心なワークプレイスの構築に対する需要は強く、引き合いおよび受注案件は中小型物件を中心に堅調に推移をしましたが、中国でのロックダウンの影響等による本年度前半から続く輸入製品を中心としたリードタイムの長期化等による案件の引き合い数の減少、昨年と比べ金融機関向けや大口案件の減少等により、売上高は前連結会計年度を下回りました。

（家庭用家具部門）

就学児童数の減少や、ライフスタイルの変化等、総需要が減少する厳しい市場が続いておりますが、オンライン学習等への対応やハイブリッドワークの進展による在宅勤務の拡大等の需要の取込みに呼応した、デザイン性、機能性を付加した商品や、大型量販店向けオリジナル商品の投入等の取り組みを行いました。新型コロナウイルス感染症の影響により、海外からの調達量が減少したこと等により、売上高は前連結会計年度を下回りました。

その結果、家具関連事業の売上高は45億69百万円（前連結会計年度は61億94百万円）、セグメント利益（営業利益）は2億77百万円（前連結会計年度はセグメント利益（営業利益）2億63百万円）となりました。

〔建築付帯設備機器事業〕

(建築付帯設備他部門)

医療福祉施設市場向けの主力商品である懸垂式引戸「アキュドユニット」、病院向けの医療ガスアウトレット／情報端末内蔵式設備「メディウォード・ユニット」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響や、建築コストの急激な上昇等による着工案件の延期、中止等の影響を受けましたが、売上高は前連結会計年度を上回る一方、原材料価格の高騰に伴う製品販売価格の値上げについての価格転嫁が進まず、売上総利益率は低下をしました。

(クリーン機器他設備機器部門)

医療施設向けクリーン機器は、建築付帯設備他部門と同様、受注案件の減少傾向が続く一方、需要が堅調な大型再開発案件、大型商業施設や工場向け空調機器のOEM生産の受注の拡大に積極的に取り組んだ結果、売上高は前連結会計年度を上回りましたが、半導体や電装部品等の供給不足や、ロシアとウクライナの紛争に伴う必要部品の調達遅延等が影響し計画は未達に終わりました。また建築付帯設備他部門と同様、原材料価格の高騰に伴う製品販売価格の値上げについての価格転嫁が進まなかったことにより、売上総利益率は低下をしました。

その結果、建築付帯設備機器事業の売上高は23億50百万円（前連結会計年度は21億79百万円）、セグメント損失（営業損失）は2億93百万円（前連結会計年度はセグメント損失（営業損失）83百万円）となりました。

事業別売上高

事業	売上高	構成比
家具関連事業	4,569百万円	66.0%
建築付帯設備機器事業	2,350	34.0
合計	6,920	100.0

(2) 設備投資等の状況および資金調達の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額はリースを含めて20百万円であり、主なものは津工場の生産合理化設備等であります。

その所要資金は自己資金および銀行からの借入等によっております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において5期連続で営業損失を計上しているため、引き続き継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。業績の回復を早期に図り復配への確実な見通しを立てることが喫緊の課題であると考えており、新中期経営計画『Revive2025』（2023年11月期～2025年11月期）を策定し、基本方針に基づき、事業の強化を図ってまいります。

まずは、基本方針に基づき経営資源の選択と集中を図るためクリーン機器他設備機器部門における空調関連機器および物流業者向け金属製什器等、板金メーカーとして培ったスキル・ノウハウを活用した事業を強化重点収益事業として強化するとともに、不採算事業である建築付帯設備他部門の見直しを図ってまいります。

強化重点収益事業の収益性の向上のため、板金メーカーとしての強みを活かすことを目的として変種・変量生産のコスト競争力を強化するために、生産性・生産力の向上を企図する戦略的設備投資を実施してまいります。

併せて継続的に取り組んでおります営業基盤の強化に向けては、定期訪問・インサイトセールスによる営業活動の質・量の更なる拡大を柱とし、当社顧客基盤の拡大・拡充への取り組みに加え、個々の営業活動の質的向上を図るために、営業管理の高度化・効率化の推進を図るとともに、営業の基盤となる商品企画開発力の抜本的な強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第100期 (2019年11月期)	第101期 (2020年11月期)	第102期 (2021年11月期)	第103期 (当連結会計年度) (2022年11月期)
売上高	9,550百万円	8,217百万円	8,373百万円	6,920百万円
経常損失	238百万円	252百万円	70百万円	265百万円
親会社株主に帰属する当期純損失	284百万円	508百万円	5百万円	566百万円
1株当たり当期純損失	167円19銭	298円44銭	3円15銭	332円28銭
総資産	10,188百万円	9,617百万円	9,635百万円	8,519百万円
純資産	3,839百万円	3,405百万円	3,382百万円	2,916百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づいて算出しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載を記載しています。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
くろがね興産株式会社	25百万円	100%	物流配送
ケイ・エス・エム株式会社	10百万円	100%	鋼製事務用家具の製造

(注) 上記重要な子会社を含めて、連結子会社は4社であります。

(6) 主要な事業内容 (2022年11月30日現在)

当社グループの製造ならびに販売する製品および商品の、事業部門別の主なものは次のとおりであります。

①家具関連事業

事務用デスク、チェア、カウンター、テーブル、ファイルキャビネット・保管庫・ロッカー等の収納家具、各種物品棚、各種間仕切、各種インテリア製品、コラボレーション家具、食堂・談話室家具、学習デスク・チェア・書棚等学習

関連家具、育児関連家具、カジュアル家具、ベッド他生活関連家具、その他家具関連製品等

②建築付帯設備機器事業

クリーンルーム機器、エアハンドリングユニット、ファンコイルユニット、エア・ディフューザー、建具、壁面収納家具、ペリカバー他内装建材設備、病院等ヘルスケア関連施設・高齢者関連施設用建具、内装設備、サインシステム等

(7) 主要な営業所および工場（2022年11月30日現在）

会社名	名 称	所在地	名 称	所在地
株式会社くろがね工作所	本 社	大阪市西区	津 工 場	三重県津市
	東日本営業部	東京都港区	京 都 工 場	京都府八幡市
	札幌営業所	札幌市中央区	西日本営業部	大阪市西区
	名古屋営業所	名古屋市中区	九州営業所	福岡市中央区
	三重営業所	三重県津市		
くろがね興産株式会社	本 社	三重県津市		
ケイ・エス・エム株式会社	本 社 ・ 工 場	京都府八幡市		
ケイ・エフ・エス株式会社	本 社 ・ 工 場	京都府八幡市		

(8) 従業員の状況（2022年11月30日現在）

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	
当 期 末	前期末比増減
264名	15名減少

②当社の従業員の状況

従 業 員 数		平均年齢	平均勤続年数
当 期 末	前期末比増減		
246名	14名減少	48.1才	21.7年

(9) 主要な借入先の状況 (2022年11月30日現在)

主要な借入先	借入金残高
シンジケートローン	1,950百万円
タームローン	175
株式会社関西みらい銀行	143
株式会社南都銀行	108

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとする10金融機関からの協調融資、タームローンは、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとする3金融機関からの協調融資によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年11月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,857,113株
- (3) 株主数 1,374名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
ワイ・ケイ株式会社	161千株	9.45%
エイ・シイ工業株式会社	139	8.18
くろがね取引先持株会	105	6.22
くろがね従業員持株会	68	4.04
住友生命保険相互会社	63	3.72
東洋不動産プロパティマネジメント株式会社	61	3.62
株式会社三菱UFJ銀行	56	3.34
神足尚孝	55	3.25
神足民子	33	1.96
三井住友海上火災保険株式会社	32	1.89

(注) 持株比率は自己株式(153,644株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する事項
特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年11月30日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	神 足 尚 孝	社長執行役員
取締役副社長	田 中 成 典	ケイ・エス・エム株式会社代表取締役社長 副社長執行役員 チーフコンプライア ンスオフィサー（CCO）
取 締 役	森 吉 武	監査室担当 常務執行役員 経営管理本部長 兼 総務本部長
取 締 役	岩 寄 理 致	岩寄理致税理士事務所代表
常 勤 監 査 役	大 和 資 郎	
監 査 役	太 田 克 実	太田克実税理士事務所代表 株式会社ハイレックスコーポレーショ ン社外監査役
監 査 役	齊 藤 賢 一	株式会社斉藤総研代表取締役 斉藤賢一公認会計士事務所代表 斉藤賢一税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役岩寄理致氏は、社外取締役であります。
2. 監査役太田克実氏、齊藤賢一氏は、社外監査役であります。
3. 取締役岩寄理致氏、監査役太田克実氏、齊藤賢一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 取締役岩寄理致氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、当社と岩寄理致税理士事務所との間には、特別な関係はありません。
5. 監査役太田克実氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、当社と太田克実税理士事務所および株式会社ハイレックスコーポレーションとの間には、特別な関係はありません。
6. 監査役齊藤賢一氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、当社と株式会社斉藤総研、齊藤賢一公認会計士事務所、および齊藤賢一税理士事務所との間には、特別な関係はありません。
7. 取締役の異動
2022年2月25日をもって、取締役神足泰弘氏は取締役を辞任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は取締役、監査役、執行役員ならびに当社子会社の取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその業務につき行った行為（ただし、犯罪行為等は除く）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して当該保険契約によって補填することとしております。なお、保険料は全額会社が負担しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）を決議しており、各取締役の報酬の決定は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により代表取締役社長に一任することとし、各取締役の職位、貢献度、会社の業績等を勘案して支給することとしております。また、役位別の報酬額は役位ごとに固定とし、代表権者、貢献度等に対する加算等を行い、各取締役の支給額を決定することとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、1992年2月27日開催の定時株主総会において、月額1,200万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は10名です。監査役の報酬限度額は1988年2月26日開催の定時株主総会において月額300万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会の一任を受けた代表取締役社長（社長執行役員）神足尚孝が決定方針に沿って決定しております。取締役会が委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	40百万円 (2百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14百万円 (4百万円)

- (注) 1. 上表には2022年2月25日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
特記すべき関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

取締役岩寄理致氏は、当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、税理士としての専門知識・経験等から、経営陣から独立した客観的視点をもって助言・発言を行っております。

監査役太田克実氏は、当事業年度開催の取締役会18回全てに出席、また監査役会16回全てに出席し、税理士としての専門知識・経験等から、経営陣から独立した客観的視点をもって意見を述べるなど、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を行っております。

監査役齊藤賢一氏は、当事業年度開催の取締役会18回全てに出席、また監査役会16回全てに出席し、公認会計士としての専門知識・経験等から、経営陣から独立した客観的視点をもって意見を述べるなど、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当社に対して損害賠償責任を負うこととなった場合において、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人やまぶき

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 29百万円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 29百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出の根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である監査法人やまぶきは、会社法第427条第1項の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

①取締役会による経営の意思決定および業務執行の監督機能強化のために、執行役員会議制度を制定し、執行役員会議は取締役会において決定された事項の周知、各事業部門の業績の進捗状況および予測、ならびにその他業務執行に関連する事項についての検討および決議を行う体制とし、経営の意思決定・監督機能（取締役会）と業務執行機能（執行役員会議）を明確に分離する。

②企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を当社および当社グループの取締役および使用人が法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）の指揮の下、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。

③市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然たる態度で対応することを基本方針とする。不当要求に対する統括部署を総務部門とし、情報収集や外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。

④取締役副社長直轄の監査室を設置し、各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、定期的に取り締り役会および監査役会に報告をするものとする。法令上疑義のある行為等について取締役および使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を構築し、運営する。

⑤監査役は、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は常時これらの文書等閲覧できるものとする。

3. 損失の危険に関する規程その他の体制

経営リスク（コンプライアンス、環境、災害、品質、情報管理等に係るリスク）については、当社および当社グループのそれぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視は総務部門が行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め、執行役員会議においてその具体的対応を推進する。

また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、執行役員制度、組織規程・職務分掌規程等の社内規則の整備、執行役員会議等での審議・報告により経営の意思決定と執行の分離、経営効率の向上、意思決定の迅速化を図る。

②当社は、子会社に対し、子会社の事業内容、規模等を考慮の上、当社の職務分掌、指揮命令系統および意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および当社グループの事業に関して企業集団の適正を確保するため、親会社より派遣した取締役・監査役により、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制と、当社および当社グループにおける内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて指導・援助を行う。

また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動等は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

7. 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は監査役を補助する使用人に対しては、監査役の補助業務に関し指揮命令を行わない。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制、およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容等をすみやかに報告するものとする。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

監査役と取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図る。

9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役への報告を行った当社および当社グループの役員および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いがされないことを確保する。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の負担を求めた場合は、速やかに対応する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を18回開催しております。

(2) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査基本計画に基づき、当社ならびにグループ会社の内部監査を実施しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

内部統制に関する基本計画に基づき内部統制評価を実施しております。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産		I 流 動 負 債	
現金及び預金	658,819	支払手形及び買掛金	1,205,992
受取手形、売掛金及び契約資産	1,375,621	短期借入金	1,950,000
商品及び製品	1,051,031	1年内返済予定の長期借入金	375,541
仕掛	413,935	未払法人税等	5,981
原材料及び貯蔵品	163,648	未払消費税等	33,455
前払費	38,669	未払費用	120,685
その他の他用	17,837	受注損失引当金	31,554
貸倒引当金	△169	その他の他	210,081
流動資産合計	3,719,394	流動負債合計	3,933,291
II 固 定 資 産		II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産		長期借入金	504,063
建物及び構築物	921,153	リース債務	26,105
機械装置及び運搬具	9,370	繰延税金負債	19,087
土地	2,305,908	再評価に係る繰延税金負債	352,883
その他の他	10,729	退職給付に係る負債	751,771
有形固定資産合計	3,247,162	その他の他	16,196
2 無 形 固 定 資 産	13,083	固定負債合計	1,670,107
3 投 資 そ の 他 の 資 産		負 債 合 計	5,603,398
投資有価証券	1,253,592	(純 資 産 の 部)	
長期前払費用	3,395	I 株 主 資 本	
繰延税金資産	534	1 資 本 金	2,998,456
その他の他	283,137	2 利 益 剰 余 金	△836,497
貸倒引当金	△795	3 自 己 株 式	△157,985
投資その他の資産合計	1,539,864	株 主 資 本 合 計	2,003,973
固定資産合計	4,800,110	II そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
		1 其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	102,648
		2 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3,250
		3 土 地 再 評 価 差 額 金	804,111
		其 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	903,509
		III 非 支 配 株 主 持 分	8,623
		純 資 産 合 計	2,916,105
資 産 合 計	8,519,504	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,519,504

連 結 損 益 計 算 書

(2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売上高		6,920,903
II 売上原価		5,542,390
III 売上総利益		1,378,513
III 販売費及び一般管理費		1,639,177
IV 営業損失		260,663
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	28,369	
その他の	67,371	95,741
V 営業外費用		
支払利息	41,179	
その他の	59,651	100,831
VI 経常損失		265,753
VI 特別利益		
投資有価証券売却益	73,840	73,840
VII 特別損失		
固定資産売却損	5,352	
固定資産除却損	4,768	
減損損失	333,114	
事業整理損	14,455	357,690
税金等調整前当期純損失		549,603
法人税、住民税及び事業税		10,284
法人税等調整額		7,280
当期純損失		567,168
非支配株主に帰属する当期純損失		1,134
親会社株主に帰属する当期純損失		566,034

連結株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,998,456	△240,000	△157,985	2,600,470
会計方針の変更による 累積的影響額		165		165
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,998,456	△239,835	△157,985	2,600,635
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)		△566,034		△566,034
土地再評価差額金の取 崩		△30,627		△30,627
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-
当期変動額合計	-	△596,661	-	△596,661
当期末残高	2,998,456	△836,497	△157,985	2,003,973

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△1,868	△9	773,483	771,606	10,157	3,382,234
会計方針の変更による 累積的影響額				-		165
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△1,868	△9	773,483	771,606	10,157	3,382,399
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				-		△566,034
土地再評価差額金の取 崩				-		△30,627
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	104,516	△3,240	30,627	131,902	△1,534	130,368
当期変動額合計	104,516	△3,240	30,627	131,902	△1,534	△466,293
当期末残高	102,648	△3,250	804,111	903,509	8,623	2,916,105

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社	くろがね興産株式会社 ケイ・エス・エム株式会社 ケイ・エフ・エス株式会社 株式会社くろがねファシリティ創研
---------	----	----------------------------------------------------------------

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数	1社	日本アキュライド株式会社
--------------	----	--------------

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は全て連結決算日と同じであります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等

以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

②デリバティブ……………時価法

③棚卸資産

商品及び製品・原材料及び貯蔵品……………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕掛品……………総平均法による原価法、ただし工事据付関係の仕掛品については個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)……………①2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については旧定額法によっております。

②2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

ただし、建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

13年～47年

機械装置及び運搬具

4年～13年

無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

少額減価償却資産……………取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、均等償却（3年）しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一のリース取引に係るリース資産 方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額リース取引に係るリース資産 法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②受注損失引当金……………受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積可能なものについては、損失見積額を引当計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

ヘッジ会計の方法……………①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

③ヘッジ方針

外貨建仕入取引に係る為替変動リスクヘッジのため、為替予約取引を行っており、投機目的で行わない方針であります。

④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較する方法によっております。

⑤その他

リスク管理体制として決裁権限等を定めた社内稟議規程に基づき、所定の決裁を受けて実行し、経理部にて管理しております。

退職給付に係る会計処理の方法……………当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

収益及び費用の計上基準……………当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①製品及び商品の販売

製品及び商品の販売については、製品及び商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品及び商品の引渡時点で収益を認識しております。

②製品の据付業務

製品の据付業務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した実際原価が見積総原価に占める割合に基づいて行っております。また履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることが困難であるものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、工期がごく短いものについては代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③代理人取引

顧客への販売における当社及び連結子会社の役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(5) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

II 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、製品の据付業務について、従来は、据付業務の完了をもって収益を認識しており

ましたが、製品の据付業務の作業全体を単一の履行義務として、ごく短い期間の契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した実際原価が、見積総原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることが困難であるものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

また、顧客への販売における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項ただし書きに定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,182,979千円減少し、売上原価は1,162,691千円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ20,287千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

III 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	3,247,162千円
無形固定資産	13,083千円
減損損失	333,114千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として、事業用資産について管理会計上の区分ごとにグルーピングを行っており、減損の兆候を識別するにあたって、過去の業績及び中期経営計画に基づく予算を考慮して、継続的な営業赤字、経営環境の著しい悪化等を検討しております。

固定資産のうち減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

減損損失の認識の要否判定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、顧客からの受注見込み、業界動向を考慮した販売予測及び仕入価格の変動等を仮定として織り込んでおります。

これらの仮定を含む将来予測は不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに対して、実際に発生したキャッシュ・フローが見積りを大きく下回った場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産の減損損失の認識が必要となる可能性があります。

IV 連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「Ⅷ収益認識に関する注記 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

2. 担保に供している資産

建物及び構築物	859,854千円
土地	2,216,007千円
投資有価証券	725,422千円
合計	3,801,284千円

担保資産が供されている債務

短期借入金	1,950,000千円
1年内返済予定の長期借入金	181,676千円
長期借入金	258,051千円
合計	2,389,727千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 9,236,491千円
4. 受取手形裏書譲渡高 190,000千円
5. 受取手形割引高 460,787千円

V 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「Ⅷ収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生

じる収益を分解した情報」に記載しております。

VI 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,857,113株
2. 配当に関する事項
該当事項はありません。

VII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に家具関連事業、建築付帯設備機器事業の製造販売の計画及び設備投資計画に基づいて、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産により運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金、設備投資資金の調達を目的としたものであり、償還日は、おおむね7年以内であります。変動金利による借入金については金利の変動リスクに晒されております。

外貨建仕入取引に係る為替変動リスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に各担当役員へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、社内管理規程に従い、外貨建ての営業債権債務について、期日及び残高を管理しております。

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しており、また、その内容が取締役社長に報告されております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従うこととしております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成するとともに、一定の手許流動性を維持する等の方法により、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券（※2）	750,120	750,120	—
資産計	750,120	750,120	—
長期借入金	879,604	875,096	△4,507
負債計	879,604	875,096	△4,507
デリバティブ取引（※3）	3,250	3,250	—

(※1) 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額503,472千円）は、「投資有価証券」には含まれておりません。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのイン

プットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価について、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を新規と同様の借入を行った場合に想定される利率を割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VIII 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	家具関連	建築付帯設備機器	
一時点で移転される財及びサービス	4,015,306	717,049	4,732,355
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	554,636	1,633,911	2,188,547
顧客との契約から生じる収益	4,569,943	2,350,960	6,920,903
外部顧客に対する売上高	4,569,943	2,350,960	6,920,903

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	141,807	190,559
売掛金	1,115,595	1,010,414
契約資産	305,727	174,647
契約負債	32,257	124,095

契約資産は、主に製品の据付業務に係る契約について期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の部分に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に製品の据付業務に係る契約に基づき、当社グループが履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は32,257千円であります。

また、当連結会計年度において、契約資産が131,079千円減少した主な理由は、収益の認識による増加が、顧客との契約から生じた債権への振替による減少を下回ったことによるものであり、契約負債が91,837千円増加した理由は前受金の増加によるものであります。

履行義務の充足の時期と通常の支払時期は、個別の製品の据付業務に係る契約により条件が異なるため、関連性はありません。

過去の期間に充足、又は部分的に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は682,370千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて3年以内に収益を認識することを見込んでおります。

IX 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,706円80銭
2. 1株当たり当期純損失	332円28銭

X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

損益計算書

(2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売上高		6,880,549
II 売上原価		5,565,452
III 売上総利益		1,315,096
III 販売費及び一般管理費		1,573,053
IV 営業損失		257,956
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	32,583	
その他の	48,763	81,347
V 営業外費用		
支払利息	39,850	
その他の	54,478	94,328
経常損失		270,937
VI 特別利益		
投資有価証券売却益	73,840	73,840
VII 特別損失		
固定資産売却損	5,352	
固定資産除却損	0	
子会社株式評価損	27,156	
減損	321,210	353,719
税引前当期純損失		550,816
法人税、住民税及び事業税		9,263
法人税等調整額		4,906
当期純損失		564,986

株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,998,456	12,778	△653,438	△640,660	△157,985	2,199,810
会計方針の変更による 累積的影響額			165	165		165
会計方針の変更を反映 した当期首残高	2,998,456	12,778	△653,273	△640,495	△157,985	2,199,975
当期変動額						
当期純損失(△)			△564,986	△564,986		△564,986
土地再評価差額金の 取崩			△30,627	△30,627		△30,627
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				—		—
当期変動額合計	—	—	△595,613	△595,613	—	△595,613
当期末残高	2,998,456	12,778	△1,248,886	△1,236,108	△157,985	1,604,362

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,305	△9	773,483	771,169	2,970,980
会計方針の変更による 累積的影響額				—	165
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△2,305	△9	773,483	771,169	2,971,145
当期変動額					
当期純損失(△)				—	△564,986
土地再評価差額金の 取崩				—	△30,627
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	104,396	△3,240	30,627	131,782	131,782
当期変動額合計	104,396	△3,240	30,627	131,782	△463,830
当期末残高	102,091	△3,250	804,111	902,952	2,507,314

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等

以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産

商品及び製品・原材料及び貯蔵品…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品……………総平均法による原価法、ただし工事据付関係の仕掛品については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）…①2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については旧定額法によっております。

②2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

ただし、建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

13年～47年

機械及び装置

11年～13年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 少額減価償却資産……………取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、均等償却（3年）しております。

(4) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金……………受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積可能なものについては、損失見積額を引当計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①製品及び商品の販売

製品及び商品の販売については、製品及び商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品及び商品の引渡時点で収益を認識しております。

②製品の据付業務

製品の据付業務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積もりは、各報告期間の期末日までに発生した実際原価が見積総原価に占める割合に基づいて行っております。また履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることが困難であるものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、工期がごく短いものについては代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③代理人取引

顧客への販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法……………①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

③ヘッジ方針

外貨建仕入取引に係る為替変動リスクヘッジのため、為替予約取引を行っており、投機目的で行わない方針であります。

④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較する方法によっております。

⑤その他

リスク管理体制として決裁権限等を定めた社内稟議規程に基づき、所定の決裁を受けて実行し、経理部に管理しております。

6. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

II 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、製品の据付業務について、従来は、据付業務の完了をもって収益を認識しておりましたが、製品の据付業務の作業全体を単一の履行義務として、ごく短い期間の契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した実際原価が、見積総原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることが困難であるものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

また、顧客への販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額

を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項ただし書きに定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は1,182,979千円減少し、売上原価は1,162,691千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ20,287千円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

III 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建 物	859,854千円
土 地	2,216,007千円
投資有価証券	725,422千円
合 計	3,801,284千円

担保資産が供されている債務

短期借入金	1,950,000千円
1年内返済予定の長期借入金	181,676千円
長期借入金	258,051千円
合 計	2,389,727千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	8,997,129千円
3. 受取手形裏書譲渡高	190,000千円
4. 受取手形割引高	460,787千円
5. 関係会社に対する短期金銭債権	236,175千円
6. 関係会社に対する短期金銭債務	222,403千円
7. 関係会社に対する長期金銭債権	68,800千円

IV 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する売上高	92,998千円
2. 関係会社よりの仕入高	631,061千円
3. 関係会社よりの経費仕入高	299,264千円
4. 関係会社との営業外取引高	20,760千円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	153,644株
------	----------

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	78,510千円
事業税	4,564千円
退職給付引当金	216,598千円
資産除去債務	3,420千円
減損損失	151,547千円
子会社株式評価損	26,821千円
繰越欠損金	203,674千円
その他	14,425千円
繰延税金資産小計	699,562千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△203,674千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△470,080千円
評価性引当額小計	△673,754千円
繰延税金資産合計	25,808千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	44,802千円
繰延税金負債合計	44,802千円
繰延税金負債純額	18,994千円
再評価に係る繰延税金負債	
土地再評価差額	352,883千円

VII リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している主要な固定資産として、鋼板プレス加工設備の一部及び各種コンピュータ等があります。

VIII 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	くろがね興産株式会社	三重県津市	25,000	物流配送	直接 100.0	物流業務の委託 役員の兼任	物流費の支払	423,576	未収入金 買掛金 未払費用	4,471 8,004 137,709
関連会社	日本アキュライド株式会社	京都府八幡市	50,000	金属製品販売業	直接 38.75	精密ボールベアリング 式スライドレールの販売 役員の兼任	製品の販売 賃貸料の受取 (注2) 部品の仕入 経営指導料	19,588 51,522 33,505 25,090	受取手形 売掛金 契約負債 買掛金 未収入金	78,000 100,287 5,125 5,952 1,041

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 上記各社への販売及び仕入については、市場価格を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
- 2 賃貸料については、近隣の取引実勢や保有に係る経費等を勘案し決定しております。

IX 1株当たり情報に関する注記

- 1 1株当たり純資産額…………… 1,471円89銭
- 2 1株当たり当期純損失…………… 331円67銭

X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年1月25日

株式会社 くろがね工作所
取締役会 御中

監査法人やまぶき
京都事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 江 口 二 郎
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 野 泰 久
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社くろがね工作所の2021年12月1日から2022年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社くろがね工作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年1月25日

株式会社 くろがね工作所
取締役会 御中

監査法人やまぶき
京都事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 江 口 二 郎
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 野 泰 久
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社くろがね工作所の2021年12月1日から2022年11月30日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人監査法人やまぶきと協議を行うとともに、その監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月25日

株式会社くろがね工作所 監査役会

常勤監査役 大 和 資 郎 ㊟

社外監査役 太 田 克 実 ㊟

社外監査役 齊 藤 賢 一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。(変更案第15条第1項)
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。(変更案第15条第2項)
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	こう たり なお たか 神 足 尚 孝 (1969年1月17日生)	1999年4月 当社入社 1999年12月 当社理事 2000年2月 当社取締役 2000年12月 当社オフィス環境事業本部副本部長 2002年2月 当社製造本部空調機器製造事業部長 2003年3月 ケイ・エス・エム株式会社代表取締役社長（現任） 2005年8月 当社専務取締役 2010年7月 当社経理本部長 2015年6月 当社中期経営計画推進本部長 2016年4月 当社代表取締役 2019年5月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) ケイ・エス・エム株式会社 代表取締役社長	55,423株
<p>【取締役候補者とした理由】 これまで当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、引き続きその経験と実績を活かせるものと期待して、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
2	た なか しげ のり 田 中 成 典 (1957年1月22日生)	1980年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 1998年5月 同行高槻支店長 2003年4月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）城東支店長 兼 法人営業部長 2005年7月 同行与信企画部長 2006年12月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）情報セキュリティ管理部長 2008年7月 株式会社ジャルカード入社 同社取締役 2010年6月 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社入社 同社常務取締役 2017年6月 同社専務取締役 2019年8月 当社入社 当社副社長執行役員（現任） 2019年10月 当社チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）（現任） 2020年2月 当社取締役副社長（現任） 当社監査室担当（現任）	3,900株
【取締役候補者とした理由】 上記のとおり、これまで様々な業種の企業において重責を歴任し、当社入社後は副社長、CCOとして当社グループの経営を担っており、引き続きその経験と実績を活かせるものと期待して、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	もり よし たけ 森 吉 武 (1967年3月19日生)	2006年11月 当社入社 2013年6月 当社経理本部経理部長 2019年1月 当社理事 2019年2月 当社執行役員 2019年3月 当社取締役(現任) 2020年2月 当社常務執行役員 経営管理本部長 兼 総務本部長(現任)	3,600株
【取締役候補者とした理由】 上記のとおり、管理部門における豊富な経験と知見を備えており、引き続きその経験と実績を活かせるものと期待して、取締役候補者となりました。			
4	いわ さき まさ むね 岩 嵯 理 致 (1950年3月29日生)	2009年7月 大阪国税局退官 2009年8月 税理士登録 2009年9月 岩嵯理致税理士事務所代表(現任) 2011年2月 当社監査役 2015年2月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 岩嵯理致税理士事務所代表	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 直接会社経営に関与された経験はありませんが、既に8年間当社社外取締役として、税理士としての専門知識・経験等から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見をいただいております。この実績から取締役会において、適切かつ有効な助言および指導をしていただけるものと期待して、社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、候補者各氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告11ページをご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
3. 社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- ①岩嵯理致氏は、社外取締役候補者であります。
 - ②岩嵯理致氏は、2015年2月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
 - ③岩嵯理致氏は、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
 - ④当社と岩嵯理致氏とは、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合は、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役太田克実氏および齊藤賢一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	<p style="text-align: center;">おお た かつ み 太 田 克 実 (1953年7月10日生)</p>	<p>2014年7月 大阪国税局退官 2014年8月 税理士登録 2014年8月 太田克実税理士事務所代表（現任） 2015年2月 当社監査役（現任） 2020年1月 株式会社ハイレックスコーポレーション社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 太田克実税理士事務所代表 株式会社ハイレックスコーポレーション社外監査役</p> <p>【社外監査役候補者とした理由】 直接会社経営に関与された経験はありませんが、大阪国税局における経験から、また税理士として税務・会計に精通しており、社外監査役として当社の経営に対して過去の経験を活かし、適切かつ有効な助言および監査をしていただけるものと期待して、社外監査役候補者となりました。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	※ <small>なか いそ あ ゆ み</small> 中 磯 亜 由 美 (1967年11月7日生)	1992年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有 限責任監査法人）入所 1996年4月 公認会計士登録 2003年3月 中磯公認会計士事務所代表（現任） 2008年4月 株式会社MAパートナーズ顧問（現任） 2009年6月 税理士登録 2009年6月 中磯亜由美税理士事務所代表（現 任） 2022年11月 大阪府市地方独立行政法人大阪産業 技術研究所評価委員会委員就任（現任） （重要な兼職の状況） 中磯公認会計士事務所代表 株式会社MAパートナーズ顧問 中磯亜由美税理士事務所代表	0株
【社外監査役候補者とした理由】 直接会社経営に関与された経験はありませんが、監査法人での勤務経験から、また公認会計士事務所代表として会計に精通しており、社外監査役として当社の経営に対してこれらの経験を活かし、適切かつ有効な助言および監査をしていただけるものと期待して、社外監査役候補者いたしました。			

- (注) 1. ※印の候補者は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、候補者各氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告11ページをご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
4. 社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- ①太田克実氏および中磯亜由美氏は、社外監査役候補者であります。
- ②太田克実氏は、2015年2月より当社の社外監査役に就任しており、その在任期間には本総会終結の時をもって8年となります。
- ③太田克実氏は、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
- ④中磯亜由美氏は、東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
- ⑤当社と太田克実氏は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合は、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- ⑥中磯亜由美氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

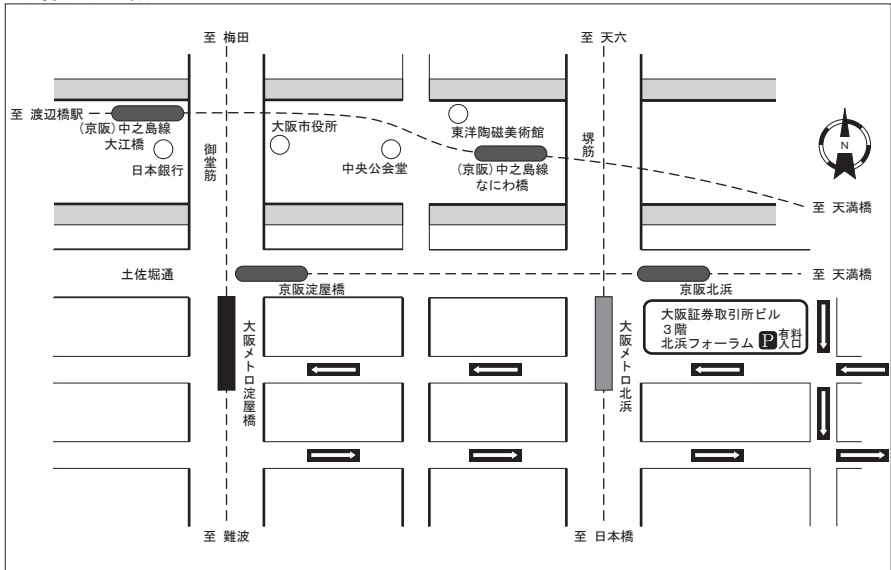
以 上

—— メ モ ——

株主総会会場ご案内

会場 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
北浜フォーラム A・B・C室
(大阪証券取引所ビル3階)
電話 06-6202-2311

会場付近略図



1. 大阪メトロ（御堂筋線）淀屋橋駅下車・京阪地下道を東へ徒歩約6分（27号・28号出口直結）
2. 大阪メトロ（堺筋線）北浜駅または京阪電車北浜駅下車
京阪地下道（1B出口・27号・28号出口直結）